

## 第152回統計委員会 議事録

1 日 時 令和2年6月25日（木）10:35～12:00

2 場 所 総務省第2庁舎 7階 大会議室

3 出席者

### 【委員】

北村 行伸（委員長）、椿 広計（委員長代理）、岩下 真理、川崎 茂、神田 玲子、  
清原 慶子、佐藤 香、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、宮川 努

### 【臨時委員】

宇南山 卓、菅 幹雄、成田 礼子、山澤 成康

### 【幹事等】

総務省統計局長、総務省政策統括官（統計基準担当）、厚生労働省政策統括官（統計・  
情報政策、政策評価担当）、経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長

### 【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官

### 【事務局（総務省）】

長屋総務審議官、岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、鈴木次長、柴沼次長

政策統括官（統計基準担当）：横田政策統括官、山田統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第140号の答申「経済センサスー活動調査及び個人企業経済調査の変更について」
- (2) 諮問第141号「毎月勤労統計調査の変更について」
- (3) 諮問第142号「小売物価統計の指定の変更及び小売物価統計調査の変更について」
- (4) 部会の審議状況について
- (5) 部会に属すべき委員の指名について
- (6) 一般統計調査の区分の見直しについて

5 議事録

○北村委員長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から第152回統計委員会を開催いたします。

本日は、嶋崎委員、野呂委員が御欠席です。昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明については省略させていただきます。本日の議事次第のとおり、答申、諮問、部会報告、及び委員会運営に関する件のほか、一般統計調査の区分の見直しについて説明があります。

本日はこのような議事にしたいと思います。

それでは、最初の議事に入りたいと思います。諮問第 140 号「経済センサスー活動調査及び個人企業経済調査の変更について」の答申案です。

椿部会長から御説明をお願いいたします。

**○椿部会長** それでは、資料 1-1 を御覧ください。これから、経済センサスー活動調査及び個人企業経済調査の変更の答申案につきまして、報告いたします。両調査の変更につきましては、今年 3 月の統計委員会に諮問され、4 月～6 月にかけて 4 回のサービス統計・企業統計部会を、今般の事情により書面により開催し、諮問事項について審議した上、最終的に答申案を取りまとめました。

資料 1-1 を用いて今回の答申案のポイントを簡潔に報告いたします。

それでは、まず、今回の答申案の構成となります、1 ページの「1 本調査計画の変更」で、今回の変更の概要や適否などをそれぞれ整理しています。

そして、5 ページの「3 今後の課題」で、活動調査の今後の検討課題を指摘しています。さらに最終ページ、最後の別紙におきまして、部会で出された意見のうち、今回の活動調査の変更に関する直接的な意見ではなかったため、答申案には盛り込みませんでした。ほかの統計調査にも関わるかなり貴重な意見を頂きましたので、それを整理いたしました。

それでは、答申案の 1 ページに戻りまして、「1 本調査計画の変更」から報告させていただきます。まず 1 ページの「(1) 承認の適否」ですが、今回の変更につきましては、承認して差し支えないといたしました。ただし、答申の中で指摘した事項については、適切な対応を行う必要があると整理いたしました。

「(2) 理由等」の「ア 活動調査の見直し」の、(ア) で、調査対象の範囲の変更について記載しております。

活動調査は、農林漁家等を除く全ての民営事業所を調査対象としていますが、今回、国及び地方公共団体の事業所を調査対象に追加することを計画しております。これにつきましては、国及び地方公共団体の事業所の母集団情報の整備・充実に関する内容であることから、適当と判断いたしました。

次に、同じく 1 ページの「(イ) 調査方法の変更」です。活動調査では、2 ページへめぐっていただきますと、表 1 でまとめておりますが、前回調査において、直轄調査で実施していた個人経営企業の複数事業所企業の事業所を調査員調査に移行するほか、経済構造実態調査、いわゆる甲調査の調査対象企業である資本金 1 億円未満の単独事業所等について、調査員調査から直轄調査に移行することなどを計画しております。

それから、独立行政法人統計センターが実施しているプロファイリング活動の対象企業につきましては、統計センターが調査票の配布・回収等を実施することも計画しております。これらにつきましては、調査の効率的な実施及び大規模事業所に対する調査を効率的に実施するために行うものであることから、適当と整理いたしました。

次に、2 ページの表 1 の下の「(ウ) 調査事項等の変更」ですが、表 2 のとおり、調査票の構成につきましては、新設事業所と別の調査票で実施していた個人経営企業を、今回、

新設事業所などと同じ調査票で実施するなどの見直しを行う計画になっておりました。これらにつきましても、前回調査の結果を踏まえて、調査の効率的な実施及び産業ごとに必要とされる事項を的確に把握するための変更であることから、適当と整理いたしました。

3 ページの表 3 に、調査事項の変更内容が整理されております。調査事項につきましては、この個人経営企業の調査事項のうち、経理項目について確定申告書から転記可能なものに限定するという方針、それから、サービス収入の内訳について、日本標準産業分類を基にした調査品目から、生産物分類を基にした調査品目に見直すこと、さらに、副業の生産構造を把握するための調査品目を追加すること等の変更を行うことを計画しています。

まず、これらにつきましては、報告者負担の軽減に資すること、それから、産業連関表の S U T 体系への移行のための副業の生産構造を把握すること、さらに調査結果の利活用ニーズに資することから、概ね、適当と整理しました。

その上で、4 ページの第 2 パラグラフを御覧いただきたいのですが、ここの「ただし」以降にありますように、今回の変更内容のうち減価償却費の削除につきましては、粗付加価値額を算出するための必要な項目であることから、引き続き調査項目とする必要があると指摘いたしました。

また、同様に、調査項目から削除することとしている支払利息等につきましても議論したところですが、今回、削除することは報告者負担を考慮して、やむを得ないものとなりましたが、今後、国民経済計算推計等に必要とされる可能性もあることから、次回調査において調査項目として再度把握することについて検討する必要があると指摘いたしました。

続きまして、4 ページの「(エ) 集計事項の変更」については、表 4 にありますとおり、調査事項について、生産物分類をベースとした品目把握を行うことに伴い、集計区分についても、法人数、建設・サービス収入の内訳を追加すること、それから、産業横断的集計において、先ほど申し上げました、国及び地方公共団体の事業所を加えた結果表を追加すること、旧商業統計調査で公表していた立地環境特性編を継承することなどを計画しています。

これらにつきましては、生産物分類の活用及び、いわゆる自治体等、乙調査の新設に伴うものであることに加え、利用者の利便性の向上に資するものであることから、適当と整理いたしました。その上、今回、サービス収入の内訳について、生産物分類をベースとした品目により把握をすることから、調査結果を公表する際には、利用者に、これまで適用されていた産業分類との変更内容について十分に周知するとともに、前回調査と今回調査の比較を可能とするため、一定の品目群の範囲で対照表を公表すること、あるいは適切な対応を行うこと等を指摘いたしました。また、「(ウ) 調査事項等の変更」で指摘しました減価償却費の追加に伴って、集計表にもそれが追加されることが必要であることを指摘いたしました。

次に、同じく 4 ページ、一番下になりますけれども、「(オ) 立入検査等に関する規定の追加」についてです。今回、第 III 期基本計画を踏まえて、統計法第 15 条に基づく立入検査等を実施できるように、新たに調査計画に記載しております。これにつきましては、第 III 期基本計画で示された方向性を踏まえた変更であることから、適当と整理いたしました。

なお、これに関しまして、その後ろの段落を見ていただきますと、5ページの「ただし」のところ、立入検査等の実務的な方策を検討中であることから、その結論が得られ次第、実施者は活動調査における立入検査等の実務的な方策を検討することが必要であることを、指摘いたしました。

次に、5ページの「イ 活動調査及び個人企業調査の同時実施」について、説明いたします。活動調査及び個人企業調査の調査対象になります個人経営企業につきましては、調査対象に重複が生じていることから、活動調査の実施年に限り、両調査の調査票を統合した調査票を用いて、両調査を同時に実施することを計画しています。これにつきましても、両調査の重複是正、及び報告者負担の軽減の観点から、適当と整理いたしました。

次に、前回答申の今後の課題への対応状況につきましては、調査事項の変更において整理しましたとおり、今回の変更計画において一定の見直しが行われたと判断し、適当と整理いたしました。

同じく、「3 今後の課題」につきましても、先ほど御説明いたしましたとおり、調査事項の変更で今回削除いたしました支払利息などにつきまして、結果の利活用ニーズの変化等を把握して、次回調査において調査項目として再度把握することを検討すべきであると指摘いたしました。

答申案についての報告は以上ですが、今回、経済センサス-活動調査並びに個人企業経済調査の変更計画の審議の際に出された主要な意見につきまして、報告させていただきたいと思えます。部会においては、書面審議であります。非常に積極的に意見がありました。これらは、基本的には活動調査の変更に関する直接的な意見とは考えられないので、答申案には盛り込めませんでした。特にほかの基幹統計調査、あるいはその他の調査に関わる意見として、報告させていただきます。

第1ですが、「プロファイリング活動の活用について」です。活動調査において活用することは適当と、答申では整理いたしました。活動調査以外でも、大企業を調査対象とした公的調査において、今後、プロファイリング活動が非常に重要になってくると私どもも判断しております。このプロファイリング活動が府省横断で、これから調査で活用いただくということです。そこの2段落目にありますように、そのような趣旨のことをやはりやっていたらいいかと、いろいろなことが起きるのではないかと考えております。

第2は、「立入検査等の運営について」で、先ほど申し上げましたように、活動調査に立入検査を導入すること自体は適当と答申で整理したのですが、具体的な実施方法は、関係府省による検討結果を踏まえて、活動調査においても定めるとされていることから、立入検査等の実施に際しては、やはり報告者の納得のいく運営にすべきであること、対象事項や対象企業などの基準を定めていただき、実施方法を具体的に定めることで透明性を高めさせていただく必要があるとの意見です。

これは、また、立入検査等の関係府省における検討結果は統計委員会に報告いただく必要があるとの意見もあったことを申し添えます。

3番目の「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた対応について」となります。今年度は、新型コロナウイルス感染症の経済への影響が大きく予測されております。活動調査の

調査実施年の延期等の必要についても、意見が交わされたところです。もちろん、部会の結論としては、先ほど申し上げたように、今回は計画どおり調査を実施することが適当であると整理いたしました。ただし、この異常とも言える時期の結果を、日本経済の構造を捉えた結果とみなすことについては慎重な対応が必要であることから、これらのデータを使って加工統計を作成する際は、適切な対応を行う必要があるとの意見がありました。

また、この議題につきましては、多くの統計で必要な対応を体系的かつ整合的に行う必要性が生じる可能性もあることから、第150回統計委員会における委員長から内閣府への要請に基づきまして、内閣府から報告があった段階などにおいて、統計委員会で議論いただくことを希望したいと思います。

私からの報告は以上です。どうもありがとうございました。

最後に、この部会の審議に御協力いただきました委員、臨時委員の方も含めて、事務局、それから関係各府省に御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

**○北村委員長** ありがとうございました。

それでは、ただ今の答申案の御説明について御質問、御意見ありますでしょうか。

私からお聞きしてよろしいでしょうか。利払いの支払利息等について、今後、国民経済計算等で必要とされる可能性があるという御意見だったのですけれども、内閣府の方から何か見通しというか、そういうのはあるのでしょうか。

**○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官** ありがとうございます。この部分につきましては、基礎統計も、F O Fとかを使って推計している部分だと思いますので、ここに記載されているような形で、そこはよく検証しながら、また取りまとめていきたいと思っています。

**○北村委員長** 分かりました。

ほかに何か御質問。どうぞ、宮川委員。

**○宮川委員** 減価償却と支払利息については、当面、国民経済計算での推計や、独自の減耗率の推計などは、今のところ推計上、直接関係がない。その意味で支障があるわけではないですが、一方で、国民経済計算での推計と、それから企業のマイクロデータを使ったときのチェックのため、やはり必要だとの意見があったように思うのです。

それで少し、何度か戻していただけないかと議論されたと思います。実際には、経済センサスによって、ほかに続いている統計もそこに吸収されますから、ある意味、時系列的に粗付加価値や利息というデータがとれないと、いわゆる集計されたデータをマイクロ面からチェックする作業、研究者が行うような作業がなかなか難しくなるのではないかとの懸念があったと思います。そのような意見だったことを、少し補足させていただきます。

**○北村委員長** 分かりました。了解しました。

ほかに御質問、御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、取りまとめたいと思います。今回、変更計画の審議は、先般の外出自粛要請などのため、全て書面審議によって答申案をまとめていただきました。サービス統計・企業統計部会の委員の方々には御苦労をおかけいたしました。感謝いたします。

来年度に行われる調査の結果は、新型コロナウイルス感染症の影響を分析するのにも重

要な統計になると思われます。

今、椿部会長から御指摘があったように、経済構造全体をどのように捉えるかや今回のコロナの位置付けなど、いろいろ検討しなくてはいけないことは残されていると思いますけれども、調査実施者におかれましては、調査が成功するようにしっかり準備していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、答申案についてお諮りいたします。経済センサス-活動調査及び個人企業経済調査の変更について、本委員会の答申は資料1-1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○北村委員長 それでは、答申案のとおりといたします。ありがとうございました。

椿部会長をはじめとするサービス統計・企業統計部会の所属委員におかれましては、部会の御審議等、どうもありがとうございました。本日提示いただいた経済センサス-活動調査及び個人企業経済調査の変更計画の審議の際に出された意見について触れられた事項について、いずれも重要な意見と、私は考えております。

特に、この意見の最後の段落にある報告は非常に重要なことと思いますので、触れさせていただきます。書面調査ではありましたが、第150回統計委員会において、内閣府からアフターコロナにおけるデータ把握に関する要望が提示されました。その要望に対して、私からは「2020年を基準年とした2020年以降の推計や遡及推計を行うに当たり、現在の新型コロナウイルスの感染症の経済への影響等を鑑みますと、経済センサス-活動調査の結果を用いた構造をそのまま活用し続けることには課題が生じる可能性があることは理解いたします。

しかし、実益のある議論を行う上では、2020年以降の推計や遡及推計に必要となる追加データや、推計上の対応が具体的に示されることが望ましいと思っております。そこで、内閣府に対して、関係府省とも相談した上で、その内容について本委員会へ報告することを要請します」と整理いたしました。

内閣府に対応をお願いいたしました。いずれ、内閣府から2020年以降の推計や、遡及推計に必要となる追加データや、推計上の対応が具体的に示されるとと思いますので、その報告がなされた段階で、改めて統計委員会で議論することにしたと思います。

内閣府はそれでよろしいでしょうか。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 はい。

○北村委員長 ありがとうございました。

では、答申に加えて、椿部会長から報告のあった意見への対応については、そのようにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、毎月勤労統計調査について移りたいと思います。前回の書面審議に引き続き、審議を行いたいと思います。前回、書面により諮問に対する御意見を既に皆様から頂いており、第二種事業所の調査方法において、調査員調査のみでなく、郵送調査を可能とすること、特別調査の今年度中止についてはお認めいただいたものと考えておりますが、多

くの委員から、特別調査の代わりとなる数値を得るための調査を実施すべきではないかとの意見を頂いております。

こちらに対して、調査実施者から提案がありますので、御説明をお願いいたします。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 厚生労働省でございます。ただ今、委員長からお話がありましたように、特別調査の中止に関しまして、何らかの代替調査の検討の御要請がございましたので、検討結果を報告させていただきたいと思っております。

資料2の「令和2年特別調査の代替調査について（案）」の冒頭に記載してありますとおり、令和2年における常用労働者の1～4人規模の事業所の実態把握のために、以下の代替調査を実施することを、提案させていただきたいと思っております。

なお、この1～4人規模の実態把握については、特別調査で調査しているところではありますが、今回検討しております代替調査につきましても、調査の基準期日なり期間、あるいは調査方法等が異なりますので、単純な経年比較は難しく、小規模事業所に対する郵送調査という試験的な部分もありますので、一般統計として実施したいと、提案させていただいたものです。

では、その概要ですが、まず基準期日・期間につきましては、令和2年9月30日現在のもの、その時点で2年9月の給与及び、過去1年間の賞与を調査することを考えており、調査期間につきましては、その後の1か月、10月を使って調査したいと思っております。

なお、特別調査につきましては、通常7月末現在について8・9月に調査しておりますが、今回郵送で行いますので、その準備期間がどうしても必要ですので、最短でこの時期に実施させていただきたいというものです。

調査対象ですが、毎月勤労統計調査の特別調査につきましては、調査区を定めまして、その中の全ての事業所を調査するという集落抽出でやっておりますが、調査区は2年ごとに変更しております。令和元年特別調査で変更しておりますので、令和2年分について調査が通常どおりできていれば、同じ調査区を使っていたこともあり、今回につきましては、昨年調査しました調査区に対して、実際にこの調査区内を調査員の方に今年も回っていただいて、新しい事業所ができていれば、それも把握するのですけれども、今回調査員を使わないので、そこはできませんが、昨年、令和元年の特別調査の回答事業所で、住所を把握している事業所が約2万ほどありますので、それを対象として調査を実施したいと考えております。

調査事項と集計事項は、基本的に特別調査と同様のもので行いたいと思っております。

なお、集計に関しては、今回は郵送調査で実施しますので、回収率の低下が懸念される部分もあり、同じような形で集計しますが、その部分についての精度の問題を考えなければいけないこともあります。今回、我々としましては、実態把握する中で、昨年、回答を頂いている事業所を調査していますので、参考指標として、昨年と今年、両方ともに回答を頂いた事業所についての比較分析を行いたいと思っております。

毎月勤労統計調査の全国調査で共通事業所という概念で行っているものと同じで、全数にはなりません、両方に回答いただいた事務所の比較で、前年との動きを見る手法によ

る結果を参考的に出すことを考えております。

次の系統・手法については、郵送で実施することを念頭において検討してまいりましたが、回答いただく方の選択肢を少しでも増やすため、今回オンライン調査も、実施したいと思っております。特に、今般のコロナ禍の中で、このオンライン調査の有効性がありますし、また、今後、長期的に見て、本体の特別調査を来年以降どのように実施していくかについての検討の一つの参考のデータにもなるかと思っておりますので、郵送、またはオンラインでの回答を頂く調査とさせていただきたいと思っております。

あと、公表時期については、前回の統計委員会で、確認済みでしたが、内閣府から、国民経済計算の推計において、2021年の1-3月期の1次QEに利用するという観点から、2021年、来年の4月末までに公表されることが望ましいとの御意見を頂いておりますので、それに間に合うという観点から、令和3年4月を公表時期とさせていただきたいと思っております。

以上のような代替調査を考えておりますので、よろしく御審議いただければと思います。

**○北村委員長** ただ今の説明について、御質問、御意見ありますでしょうか。どうぞ、神田委員。

**○神田委員** 郵送調査をされることは、大変素晴らしいことだと思います。これは質問なのですが、調査の時期については、これは9月分の給与と1年間の賞与になりますが、9月はシルバーウィークがあって、一方で、毎月勤労統計調査の特別調査では、7月の給与で調査をされていらっしゃると思うのですが、やや比較をするのが難しいのかなとも思っております。

これについて、過去に遡及してしまいましたが、10月時点で7月時点の給与をお聞きになるとか、そのようなことは検討されていらっしゃいますでしょうか。

**○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当）** まず、調査時期について、もちろん同じにできるのが望ましい部分はありますけれども、やはり一番のポイントは、この特別調査の調査票というのが一行に一人記載いただくことにして、そのときにいらした労働者その一人一人の方について調査しており、毎月の全国調査では、その事業所のまとめた賃金を調査しているのと異なっているのですけれども、逆に小規模事業所においては一人一人書いてもらった方が記入しやすいのではないかと、このように調査しているものです。

その場合に、やはり10月時点で、先月、この人に幾ら払いましたかは比較的記入しやすいとは思いますが、それが2か月経過しており書ける事業所は書けるかと思うのですけれども、やはり少しでも回答率を高めるため、書きやすい、前月、9月の分のみ実施するのが適切ではないかと考えました。

あと、実際、おっしゃったように、休日でありますとか、カレンダーもありますけれども、その点は、どうしても常に付きまとう問題です。例えば今回も、7月でいいですと、オリンピックはなくなりましたが、休日が少し増えていることもありますので、一般の方、月給制の方ですと、多分それほど大きな影響が出ないのかなと。あと、パートの方とかですと、日数によって少し影響は出ますが、そこはその日数も勘案した数字



だという形で見ると、そのような分析をするのができるのではないかと考えておりますので、やはり記入しやすさという点で、1か月前の9月にさせていただきたいと考えた次第です。

○北村委員長 よろしいですか。

○神田委員 はい。そのように考えていただいているなら結構だと思います。個人的には、1か月遅らせて10月の給与について11月に調査するイメージもあったのですが、そこは、御判断いただければと思います。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） そうですね、今の時点では、できるだけ速やかに調査をすることを考えるのと、9月の給与を調査するのであっても、それほど問題ないと考えているのが、今の我々の検討結果です。

○北村委員長 川崎委員。

○川崎委員 ありがとうございます。大変難しい状況の中で、このような代替調査を実施していくのは大変立派なことなので、その御苦勞を多としたいと思います。また、分析もいろいろ工夫して、きちんと使いやすいようにしていこうとよく考えておられるので、それも高く評価したいと思います。

その上でなのですが、実は先ほどの神田委員の御意見を聞きながら、私も9月は確かに少し休日の多いのが気になるので、特にパート・アルバイトの人たちが多い事業所だと、数字が特異になり過ぎるかもしれないので、もし可能だったら、確かにもう少し平常的な月、どこが平常的な月かは難しいのですが、遅らせる手もありなのかなという気がしたのです。私はその点では賛同の意見です。

それから、もう一点、これは中長期のお願いとして一つ申し上げたいことがあります。それは、実はこの特別調査がどうして実施が難しくなったかということ、調査員調査だからというのが一つあるのですが、回収の部分が難しい以上に、もう一つは、調査区内の1～4人の事業所のリストアップが難しいことが多分あるのだと思うのです。

つまり、調査区内の1～4人の事業所を全部リストアップする作業、これは、「そちらの事業所は1～4人ですか。」というのを確認しなければいけないわけで、かなり接触が必要になりますね。そうすると、実は今後、中長期的な課題として是非お考えいただきたいのは、リストアップに行政記録情報を使えないだろうかということです。つまり、例えば雇用保険の情報は、同じ厚生労働省の中にはあるはずですので、そのリストを使ってサンプリングすれば、実はそこの第1段階の調査員部分も減らせるわけなので、そうやっていくと、完全に郵送、ないしは郵送が完全にはできないまでも、調査員の稼働部分を減らすことが可能にもなるかと思えます。

こういうコロナでいろいろなことが起こったのを契機に、いろいろなものを見直そうとってきている状況でもありますので、ここは、これを契機として特別調査をもう少し、さらによくするためにはどうしたらいいかということも、今後考えていただいたらありがたい。その中の鍵が多分、行政記録情報を使った調査対象事業所のリストアップだと思いますので、是非その点も今後考えていただけたらと思います。以上です。

○北村委員長 どうぞ。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） ありが

とうございます。まず、頂きました今後の特別調査の在り方の部分につきましては、おっしゃるとおり、今回は前年に事業所を把握しているところがありますので、それを最大限活用して調査をさせていただきたいと思っておりますけれども、これが継続的にできるかという点、やはりそこが一番問題です。

我々、統計調査を実施する立場からいきますと、やはり何らかの形で現地調査区内からの情報を把握するのが一番確実に捉えられる方法だと思っておりますので、それを、このようなコロナが今後も発生するような可能性がある中で、どのように調査を実施すべきかは、今回の調査を実施しながら、今後のことを考えさせていただきたいと思っております。

あと、川崎委員から御指摘がありました時期の問題です。確かに通常ですと10月は休日があったのですが、今回、オリンピックの関係で休日が7月に移動していますので、そのような意味では、9月よりは10月の方が休日が少ないです。

一方で、我々、一つ気にしておりますのが、追加的になりますけれども、公表時期のことです。今回、少し新しい方法で実施しますので、実際の集計も、通常どおり調査票を集計して調査結果を公表するだけではなくて、結果についてある程度精査が必要かなということと、あと、実際、これを郵送、オンラインも含めてですけれども、回答期限後にどの程度回答を頂けるかを非常に気にしております。

そのような意味では、例えば今の案では、調査期間を10月末までにしておりますけれども、この後、11月、12月ぐらいいにかけては督促作業が必要かと思っております。トライアルな調査ではありますけれども、やはり一定程度の回収率を確保するための時間も必要と考えております。そうすると、内閣府の作業の時期に間に合わせる時期としては、一定程度、そこまでの時間をできるだけとれるとの意味で、9月末時点での調査とさせていただきたいと考えているものです。

**○北村委員長** 私も、多分SNAのQEのために4月には情報が必要だということ、それから逆算して9月という時期が出てきているのかなと理解しておりますので、そこも理解していただければと思います。

ほかに何か御質問、御意見ありますか。よろしいですか。

それでは取りまとめたいと思っております。毎月勤労統計調査の変更については、前回、書面で審議の上、ただ今御審議いただきました。答申については、これから申し上げるような内容になると思っております。

答申案ですけれども、本年、特別調査を中止する件については、新型コロナウイルス感染症の影響のため、これまでのような調査員の面接による調査実施が難しいこと、毎月実施している全国調査及び地方調査の継続を確保する上で、調査実施者である都道府県の負担が例年以上に増大していることなどから、今年の中止はやむを得ないと考えます。

ただし、SNAにも本調査結果が利用されていること、及び新型コロナウイルス感染症の影響は小規模な事業所ほど大きいと推測されることから、従前の特別調査のような精度は確保できないとしても、本年に限り特別調査を代替する常用労働者5人未満の事業所を対象に、郵送による調査を実施する必要があると指摘いたします。

代替する調査を実施する際には、調査票の回収率向上等、一定程度の結果精度を確保す

る工夫を行うこと、実施方法や実施状況の情報を公開することが必要であると考えます。

また、統計利用者に対して、特別調査中止の理由、中止に伴う対応策、特別調査と代替する調査は直接比較できないこと等の情報を分かりやすく説明するとともに、代替する調査と従前の特別調査を比較し、どのような課題や影響があったかを調査実施後に分析する必要があると判断いたしております。

第二種事業所に対する調査方法として、郵送調査を併用できるよう変更することについては、今般のコロナウイルスの感染症の状況を鑑みて適当と判断いたします。ただし、郵送で実施する際には、結果精度を確保するため、回収率の向上により努める必要があるといたします。また、調査方法の変更の影響について、調査実施後に分析する必要があるといたします。

今後の課題といたしましては、特別調査を代替する調査については、Q E 推計に間に合うよう集計結果を出すこと。その際、回収率の低下に伴う精度悪化の対応として、分析結果・補助情報を併せて作成し、利用者に提供すること、従前の特別調査と比較し、どのような課題等があったかを調査実施後に分析し、行政記録情報等の活用も含め、危機に強い特別調査の在り方について検討を行うこと、常用労働者5人以上30人未満の事業所に郵送調査を併用する変更が、どの程度統計に影響を与えたかを分析することについて指摘したいと思います。

以上のような内容について、答申案として考えているところです。

今の取りまとめについて、何か格段、御質問、御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

今申し上げた内容を文書化したものについては、会議終了後、速やかに委員の皆様にお送りしたいと思います。このような内容でよろしければ、この場で採択させていただき、細かな文言については、私に一任していただければと思います。このような進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○北村委員長 ありがとうございます。

それでは、改めて答申案についてお諮りいたします。ただ今申し上げた内容を、毎月勤労統計調査の変更の本委員会の答申としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○北村委員長 そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。諮問第142号「小売物価統計の指定の変更及び小売物価統計調査の変更について」、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○上田総務省政策統括官付参事官 それでは、先般、総務省が所管しています小売物価統計調査につきまして、変更の承認申請がございましたので、統計委員会にお諮りをして、変更の可否について判断いただきたいと思います。

お手元、資料3-1に基づきまして、変更の内容等について御説明をいたします。資料のスライド番号1と2を見開きで御覧になってください。小売物価統計調査の概要について、まずお伝えしたいと思います。この調査の目的は、国民生活上、重要な支出の対象と

なる商品の小売価格とサービスの料金を調査するという、価格の調査です。

2つの調査から成り立っていきまして、調査の概要の動向編と、次のページの構造編がございます。動向編と構造編の2つの調査から成立しているものと御理解ください。

まず、動向編です。沿革ですけれども、昭和25年から、月次調査として主に価格の時系列変化を捉える調査として成立しています。調査の範囲ですが、全国167の市町村に対して、約28,000の主に店舗、それから、家賃を調査するものとして、25,000世帯を調査しています。調査事項は、右の欄ですけれども、約540品目、860銘柄の価格を調査しています。調査の方法といたしましては3つの系統がございます。調査員調査、それから、一部品目については、総務省や都道府県の職員が調査するものとなっております。

次に、スライドの2番目、今度は構造編の調査について、簡単に御紹介いたします。これは、平成25年に別途実施されていまして全国物価統計調査と、小売物価統計調査との統合に伴って開始されたものでございます。この構造編は、3つの調査から成立しております。調査の構成、①ですけれども、地域別価格差調査、これは動向編の情報に加えて56品目を調査して、地域差指数を作成する調査です。それから、②として、店舗形態別価格調査、これは店舗の形態ですが、端的には一般の小売店とスーパーの同じ品目の価格差を見るもの、それから、スーパーといわゆる量販店の同じ品目の価格差を見るものです。これは9品目を追加して調査してございまして、下の調査の範囲ですが、店舗形態別を1,000事業所追加して調査をして、把握するものです。

それから、最後、③ですけれども、銘柄別価格調査として9品目を選定、これは15事業所を東京都だけで実施しているものです。これは、例えば同じ銘柄で値段の違い、例えばヨーグルトを調べて、ヨーグルトの中で450ミリリットルのものと、75ミリリットル4連パックの値段の違い、そのようなものを調べていると御理解いただきたいと存じます。

小売物価統計調査の概要は以上となります。

次に、利活用の状況です。国民年金法に基づく年金のスライドや、児童扶養手当額の改定比率基準などに用いられています。それから、日本銀行の金融政策の運営に使われたり、その他では、国際比較プログラムなどにも使われたり、非常に多岐にわたって政策に直結するような指標になっています。

次のスライド、4ページ目を御覧いただきたいと存じます。小売物価統計調査は、消費者物価指数が5年に1度基準改定を行っておりまして、そこに合わせて品目の見直しを実施しております。まず、今年、2020年基準ですので、2020年1月から品目を調査しなければいけないため、追加する品目に関しましては、下の※印にございます。シリアルやカット野菜など27品目につきましては、恐縮ではございますが、令和元年8月に、品目の追加のため精度の影響はないということで、軽微の処理として、総務省で一旦承認をさせていただいております。

今般、基準改定の変更に基づきまして、調査の変更と併せ、令和4年1月から、今度は廃止する品目について申請されていまして、そこに記載しております27品目について、変更したいとのこととです。

この品目ですけれども、次のページ、参考として品目の選定基準を掲載しています。こ

の選定基準は、前回の5年前の基準改定時に統計委員会で、この基準に沿ってきちんと品目の改廃をするようにと、統計委員会でもお認めいただいた基準です。下の部分にたくさん字が記載してありますが、上の方の i、ii、iii が重要で、家計消費支出上、重要度が高い品目で、端的に申し上げますと、消費支出で1万分の1以上であるということ、それから、入替えをしたときに中分類の精度が向上すること、それから、価格調査が確実にできるもの、このような基準で選定をすることとし、追加した品目と合せて、4ページ目ですが、その基準を満たさなくなったものとして、モチ米以下、27品目を廃止するものです。

それから、次に、代表的な商品を調査するため、名前を変えること、カバレッジは変わりませんが、表章を変えることで、化粧石けんを手洗い用石けんに変えます。

それから、もう一点、構造編の変更内容で、これも選定基準に基づいて地域差指数を作成する品目で、生理用ナプキンを追加します。スライド番号6に、5年前の統計委員会で選定基準をお認めいただきまして、このとおりに品目を改廃するようにと御指示を頂いています。

地域別価格差調査の選定基準は、端的に申し上げますと、動向編で調査されている品目であること、それから、2番目が生鮮品目でないものです。それから、3番目が、消費生活上、重要度が比較的高いということで、これは1万分の5以上であること、それから、調査がきちんとできること、それで、さらに地域差別のものであれば、消費者の買い回り範囲が狭い、要はネット通販などではなくて、地域別にきちんと出るものということ、それから、最後に、地域別に変動係数を計算して、価格差が大きいものを採っていくという基準に照らすと、今般、生理用ナプキンが該当しました。

次の変更事項ですけれども、スライド番号7を御覧ください。公的統計基本計画等で指摘された事項等に対応するため、調査員調査に加えて、POSデータやウェブスクレイピング価格を収集する計画です。まず、動向編の変更として、POSデータやウェブスクレイピングを活用して価格を収集することとし、調査員調査の対象から除外するものとして、8品目が挙げられています。

まず、POSを使うものとして、テレビ、ビデオレコーダー、カメラ、パソコン、プリンタ、それから、ウェブスクレイピングを活用して価格を収集するものとして、宿泊料、航空運賃、外国パック旅行費、このようなものをPOSデータやウェブスクレイピングを使って収集することとしております。

それから、構造編の変更内容として、先ほど申し上げた店舗形態別価格調査、これは9品目を調べているもの、それから、銘柄別価格調査、これも9品目、東京都で調べているものですが、全てPOSデータ等を活用した分析に移行して、この集計から削除することとしております。分析結果を公表することの代わりに、この集計から削除することとし、POSデータ等を活用した分析結果を、令和3年から公表していく変更をします。

それから、スライドの次のページですが、その他の変更として、携帯電話機は、現在、調査員調査ですけれども、これについて調査担当を総務省に変更することとしております。

それから、現在、家賃調査の報告義務者は世帯になっていますけれども、昨今、世帯ではなくて、最終的には大家の方や、不動産業者に聞くケースが多くなっていますから、不

動産業者に報告義務者を変更することとしております。

それから、外食、例えば牛丼代や、クリーニング代などなかなか値段が変わらないようなものについて、都道府県職員が調査事務を代行できる場合に代行させて、必要に応じて調査員の訪問に代えて、都道府県職員が電話により聞き取ることを可能とするといった変更をします。

それから、次のスライド、9枚目のスライドですけれども、集計事項の変更です。先ほどのPOSデータ、ウェブスクレイピングも活用した分析などを新たに公表していき、優先度の低い集計事項の一部については、リソースを確保する観点からも廃止します。

そちらに示してあるものは、従前は小売物価統計と言って、調査市町村の品目の平均価格を全て表示していましたが、これを県庁所在市、及び人口15万人以上の市に限定して公表していきます。

それから、構造編の地域別では、調査品目の価格、全市町村別の平均価格を出していましたが、これを廃止する、このような見直しをしたいとの申請です。

それから、10ページ目のスライドですけれども、前回答申時の課題への対応状況です。今後の課題として3つ掲げておまして、1つ目が、先ほど御紹介させていただいた、統計委員会が認めた選定基準に沿って品目の入替えをすることで、これは適切に今般も実施されて、申請が来ている状況です。

それから、2つ目の名簿を活用した集計の充実ということで、こちらについては、小売の店舗名簿にドラッグストアの店舗形態を新たに区分として設定して、分析ができるような体制をとるとともに、名簿情報を活用してスーパーの売場面積別階級分布に関する分析を実施し、それを小売物価統計の年報に掲載しています。これは、御紹介した、ある品目に関して、スーパーの広さに応じて価格帯を表示して、面積が広くなると、当然量販店になっていきますから、価格帯が下がっていると、そのような分析を紹介していると御理解いただければと思います。

それから、最後、特売価格の実施状況につきましては、POSデータを用いた特売価格の把握について、今現在、外部有識者と共同研究を実施して、今後、その成果については年報で公表することを含めて検討している状況です。

それから、当時の部会長メモで2つ宿題が出ております。1つ目が、消費税抜きのCPIの作成でして、これは平成29年5月に既に結果が公表されており、現在も参考資料として公表されています。

それから、家賃の経年劣化の調整です。これにつきましては、有識者の意見を踏まえながら、平成25年住宅・土地統計調査で分析を行って、平成30年に統計委員会に報告されています。今後は、平成30年の住宅・土地統計調査の結果を使って、さらなる分析を行っていくとしております。

この課題につきましては、次のページ、基本計画に受け継がれております。基本計画での指摘、次のスライド11を御覧になっていただくと、表の下段、消費者物価指数における家賃の品質調整について宿題を頂いています。この実施時期は、次期基準改定までに結論を得るとなっておりまして、この基準改定が来年の夏になりますので、来年の夏までの検討

となります。

現在、こちらの方は、これまでもずっと国民経済計算体系的整備部会で確認が行われておりまして、引き続き検討期間もありますので、国民経済計算体系的整備部会で確認をしてもらうことにさせていただきたいと存じます。調査計画の変更につきましては、加工技術などで計画変更をすることなく対応できるもので、今回の計画では国民経済計算体系的整備部会において御議論いただきたいと思います。

それから、その上ですけれども、消費者物価指数の次期基準改定に向けて、冠婚葬祭、インターネットサービスなどの把握や、インターネット価格の採用の可否については、国民経済計算体系的整備部会で御議論いただきまして、葬儀料を追加すること、それから、POSデータやウェブスクレイピングを活用したものを、今回、変更、新設することとして挙がっている状況です。

今後、想定される主な論点ですけれども、品目の改廃がありますので、その選定基準にきちんと沿ったデータとなっているか、御確認をいただくことと、それから、POSデータで代替する品目として、実際に代替可能かどうか、数値データ等を見ながら、委員の方に御確認いただくこと、さらに、集計事項の見直しを行いますので、利活用上問題ないかについて確認をいただく、このようなことが主な論点に挙がると想定しております。

それで、最後ですけれども、先ほど申しました集計事項の削除が、もし認められるのであれば、実は基幹統計の指定の変更にまで影響してきます。現在、作成目的に事業所別等の物価を明らかにするとありますが、これは、店舗形態別の意味だと捉えておりまして、もし削除が認められれば、目的も変更が必要となるため、こちらの指定の変更まで、今回、併せて御相談をさせていただくことになろうかと思っています。私からの説明は以上です。

**○北村委員長** ありがとうございます。本件は、サービス統計・企業統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくことといたしますが、ここで特段の御質問、あるいは御意見ありますでしょうか。

岩下委員。

**○岩下委員** 御説明ありがとうございます。私がなぜマイクを持ったか、お分かりではないかと思いますが、私、5年前にこの消費者物価の家賃の品質調整の議論をしたところに立ち会っていたメンバーの1人でしたので、もう5年も経つのだとの思いもあり、あのときの議論では、私と、もう一人、臨時委員が東大の渡辺努先生だったと記憶しておりますが、次回の基準改定では絶対行ってほしいぐらいまで申し上げたかなと思っています。是非とも国民経済計算体系的整備部会では積極的に議論を行っていただけるよう、5年前の私の気持ちも込めてお伝えしたいと思います。ありがとうございます。

**○北村委員長** ありがとうございます。ほかにありますでしょうか。

神田委員。

**○神田委員** 今回の廃止をする予定になっている品目に出産入院料がございまして。この品目は結構地域によってもばらつきがあるかと思うのですが、今回、これを廃止するのは、多分ウェイトがすごく小さいからだと思うのです。少子化により、どんどんウェイトは小さくはなるのだけれども、ひょっとして世帯別で見て、あるいは、年齢別に見たときのウ

エイトはどうか、また、やはり全体の人口構成によって、このような一部分の人しか必要ではない品目の支出が、もちろん小さくなるのだけれども、政策的な重要性だとか、また別の視点で考えるべき点があるのかなという気がしています。

それで、一つは、全体で見るとそうなのだけれども、ある年齢層で見たときにどうか、多面的な観点で分析をしていただけないかという点と、あと一つは、もしこの品目がなくなった場合に、ほかで代替できるような統計があるのかどうかも、削除するときには、併せて検討していただきたいと思います。

○北村委員長 白塚委員。

○白塚委員 神田委員がおっしゃるような問題はいっぱいあると思うのです。これは、小売物価統計とか、消費者物価指数の作り方のフィロソフィーの問題で、品目をすごく細分化して、特定化して、その中でウエイトが1万分の1にあるかどうかになっているので、このような問題はしょっちゅう起こるものなのです。

なので、やはりこのような問題を考えるのであれば、そもそも品目の定義の仕方をどうするのかとか、そのようなところに立ち返ってきちんと議論しないといけないのかなと、私は思っています。

○北村委員長 清原委員。

○清原委員 ありがとうございます。私も同じ点について問題意識を持っています。神田委員が言われた出産入院料、あるいは幼稚園保育料については、最近の少子化対策の政策と密接に結びついていまして、出産入院料については、国民健康保険等で各自治体が、例えば30万円とか、40万円とか、給付して補っています。あるいは、昨年10月からは、幼児教育・保育の無償化がスタートしています。

そうした流れの中で、先ほどお話がありましたように、政策的な面で何らかの必要性があるものをどう判断していくかについて、ともすると、統計上の公平な基準によって、廃止、あるいは新規項目が考えられていくので、一定の客観性、公正さがあるように思いながら、やはり幾つかの項目にはそうした国の主軸となるような政策との関係で、この物価の調査がどのように貢献できるのかが課題です。

いや、それは全然別のところで、別の形で調査をすることによって、地域差とか、そのようなものを明らかにすればいいかもしれません。そのような悩みがあるような項目が、今回幾つかあるのかなと私も思いましたので、その辺について少し御検討いただけるとありがたいなと思います。以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問はございますか。佐藤委員。

○佐藤委員 スライド8ページの調査方法の見直しの第2点の家賃調査を、世帯ではなく、事業所にとのことでしたけれども、そうしますと、動向編の調査の範囲の世帯がなくなるという変更にもなるのでしょうか。

○北村委員長 事務局いかがですか。

○上田総務省政策統括官付参事官 そのとおりです。

○北村委員長 よろしいですか。



ほかに御質問ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、私からコメントをさせていただきます。今回の変更は、消費者物価指数の基準改定に伴う小売物価統計調査の調査品目の変更であります。既に昨年の軽微処理の際に調査実施者からの御説明を受けておりますけれども、今、委員からも御意見がいろいろ出ましたように、あるいは構造編の調査内容の変更もありますので、目的の変更に関わるため慎重な審議をお願いいたします。

それから、先ほども椿部会長から、経済センサスー活動調査について、諮問の内容を超えるようなコメントについても御説明を頂いたのですけれども、これも今、お話を聞いていますと、小売物価統計調査の諮問の内容を超えるような議論をしないといけない可能性もありますので、それも含めて、サービス統計・企業統計部会に所属される委員の皆様、椿部会長をはじめ、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。次の議事は、部会の審議状況についてです。国民経済計算体系的整備部会の審議状況について、宮川部会長から御報告をお願いいたします。

○宮川委員 それでは、私の方から、6月8日から23日まで書面開催にて行われた第22回国民経済計算体系的整備部会の審議状況を報告します。資料4と、席上配布資料を適宜御覧ください。なお、資料4のページ番号は中央下に、1/55、2/55と表示しております。

第22回国民経済計算体系的整備部会においては、(1)建設総合統計の遡及改定及び今後の推計について、(2)SUTタスクフォース会合の審議状況報告の2つについて審議しました。

以下、概要を説明します。(1)建設総合統計の遡及改定及び今後の推計について。国土交通省から資料4の3から7ページにより、QE推計やGDPの年次推計に用いられる建設総合統計について、遡及改定の見通しや今後の推計方法の変更内容について御説明がありました。

この御説明に対して、50ページ～53ページのとおり、委員から直近の補正率と遡及期間の関係を整理してほしい、企業規模別に補正率を計算することは可能か、建設総合統計(公表値)が建設総合統計(遡及結果)や、SNA公的建設投資とかい離するのは補正率に起因するものか、補正率の変動に影響を及ぼす過去の回収率はどの程度変動しているのか。また、工事種類の構成比の変動と回収率には何らかの相関はあるのか。遡及改定した建設総合統計と建設投資額及びSNA公的建設投資が一致しないのはなぜかといった質問が寄せられました。

また、推計方法の変更や、公表タイミング、内容に関して、直近3年度分の補正率は、入手可能な最新年の補正率を適用することだが、補正率は振れが大きいため、SNA年次推計値を用いてその妥当性をチェックしてはどうか。QEへの影響を踏まえ、建設総合統計の遡及改定のタイミングを1か月前倒し(5月中旬)できないか。統計利用者による事後的な検証に資するよう、改定前の計数もホームページに残すべきといった提案がありました。

資料は、55ページの1行目からになりますが、取りまとめとしまして、国土交通省に対しては、こうした委員からの提案も踏まえて対応するよう要請するとともに、加工度が高

く推計方法が複雑であることから、技術的な内容も含めて、より分かりやすい解説が必要と整理いたしました。

なお、次回以降の部会において、建設総合統計を用いたQE推計への影響等について、内閣府からの説明を受ける予定です。

(2)SUTタスクフォース会合の審議状況報告。SUTタスクフォースでは、9ページに付けております議事次第のとおり、教育分野の統計整備に係る検討とSUT・産業連関表の基本構成に係る検討を行った旨、報告がありました。

このうち、教育分野の統計整備に係る検討については、資料47ページの中ほど、「以上より」から始まるパラグラフのとおり、SUTタスクフォースにおいて、委員からの意見等を踏まえつつ、実装に向けて作業を着実に進めるように文部科学省に要請したとのことであり、SNA部会においては、これに対する特段の追加的な意見等はありませんでした。

また、SUT・産業連関表の基本構成に係る検討については、資料48ページ、下から5行目のとおり、SUTタスクフォースにおいて、投入調査のさらなる具体化を含め、今回の委員意見等も踏まえつつ、引き続き検討を進めるよう総務省に要請したとの報告がありました。

これを受けたSNA部会においては、資料55ページの②のとおり、タスクフォース審議において出された意見を改めて確認する趣旨で、新型コロナウイルスの影響について適切に対応する必要があるとの意見がありました。

以上より、タスクフォースの審議結果を了承いたしました。

私からの報告は以上です。

**○北村委員長** ありがとうございます。ただ今の報告について、何か御質問、ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、取りまとめたいと思います。まず建設総合統計です。SNAにも大きな影響を与える統計ですので、時間をかけた見直しとなりましたが、無事一定の成果を収めたように思います。国土交通省の取組を高く評価したいと思います。なお、分かりやすい解釈の充実などは私からもお願いしておきます。

次に、教育分野における統計整備の課題です。新たな報告者負担をかけないなど、様々な制約の中で、より精度の高い推計値を求めて多角的検討が進められたように思います。文部科学省の取組を評価したいと思います。今後、2020年の産業連関表への実装を目指すこととなりますので、計画的に作業を進めていただくよう、お願いいたします。

最後に、SUT・産業連関表の基本構成に係る検討、具体的にはサービス分野の投入推計についてですが、SUT体系への移行は非常に長い道のりとなりますが、一步一步着実に進んでいるように見受けられます。総務省政策統括官をはじめとする関係府省の取組を評価いたします。もとより、この課題は理念的な正確さと実測の可能性という極めて実践的、かつ判断が難しい問いに対して、一つ一つ答えを見つけていく作業となります。地道な作業の繰り返しとなりますが、今後もしっかりと前に進めていくように、改めてお願いいたします。

宮川部会長をはじめとする国民経済計算体系的整備部会に所属される委員の皆様におか

れましては、部会の御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。統計委員会令第2条第2項の規定により、部会に属すべき委員は委員長が指名するとされております。本日諮問されました小売物価統計調査の変更について、審議のため、川崎委員及び白塚委員におかれましては、サービス統計・企業統計部会に所属していただき、部会審議に御参加していただきたいと思います。このため、資料5のとおり指名させていただきます。

川崎委員及び白塚委員におかれましては、御多忙の中、恐縮ですが、よろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。一般統計調査の区分の見直しについてです。

総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

**○上田総務省政策統括官付参事官** それでは、お手元のパワーポイント、横表の資料6を1ページおめくりいただきまして、スライド1ページ目、統計の重要度に応じた区分についてです。これはどのような取組かと申しますと、基本計画に記載のとおり、統計を区分して、リソースを重点的に配分していきましようという取組です。

上の箱の別表というところを御覧いただきたいのですが、何が書いてあるかと言うと、内閣官房は、関係府省の協力を得て、一般統計調査について重要度に応じた区分を検討する。また、基幹統計とそれ以外の統計の区分の見直し、基幹統計の対象の絞り込み、一般統計調査との入替え等、基幹統計として扱う範囲について検討する。総務省は、これらの検討結果を踏まえて、区分及び範囲を定めるとともに、必要に応じて区分や範囲の見直しを行うとあります。

下の大きな字を御覧になっていただきますと、この第1弾の取組として、まず、一般統計調査について、基幹統計に準じてリソースを集中して作成や見直しを重点的に行うべき重要な統計を区分します。これを、一定の選定基準を基に特定一般統計調査——これは仮称ですけれども、このようなものを選んでいく取組と御理解いただきたいと思います。

次のスライドですが、一定の基準を設けて選んでいきたいと考えておりまして、基幹統計に準じてということですので、まず、左側に基幹統計の法律に基づく選定基準を記載しております。

1つ目が、赤い丸で、全国的な政策を企画立案し、またはこれを実施する上において特に重要な統計です。緑の丸は、民間における意思決定、または研究活動のため広く使われると見込まれる統計です。それから、青丸として、国際条約、また国際機関が作成する計画において作成が求められる統計で、その他国際比較を行う上において特に重要な統計です。これは法定事項として決められており、これに基づいて総務大臣が指定したものが基幹統計になるということです。

特定一般統計調査の基準もこれに準じてということですので、基準をセットさせていただきたいということです。1つ目が、赤い字が2つ並んでいる、「重要な政策の立案・実施・評価の直接の根拠資料として利用している統計調査」で、具体的には、国が給付する手当や給付金の算定根拠として利用している統計調査、月例経済報告に利用している統計調査は全てが主な統計ということです。それから、法律に実施根拠を持つもの、その他、国会

の要請に基づいて実施する統計調査です。

それから、最後は、このほかに、閣議決定に掲げられている政策に直接使う統計調査ですが、これはかなり数が多いので、各府省の統計幹事に重要なものとして一定の分別をしてもらい、ということを考えております。

それから、「重要な統計の作成に利用している統計調査」で、元々基幹統計などに利用されているというものが⑤、そのほかに基幹統計以外にも、月例経済報告に利用している統計、その他、重要な統計。例えば第3次活動指数の中に使われているような統計、これらも実は両方とも数が非常に多くなりますので、統計幹事に一応分けていただくということです。これらが1つ目の政策に直接使うような統計という位置付けです。

それから、緑の字で、3番目で、「国、地方公共団体、学术界、それから民間企業等において広く利用されている一般統計調査」です。1つ目が、利活用調査というのが統計委員会担当室で平成29年に実施をして、委員会でも報告させていただいております。そのデータの中で、特に上位5%という厳しい基準をクリアした、限られた統計については選ばせていただくとともに、地方公共団体や学术界、民間等の強い要請によって実施されているものとして、これも一定の数がありますので、調査実施者の幹事に選んでいただくものです。

それから、最後が「国際比較において重要な統計調査」ということで、まずは国際機関から直接実施が求められているもの、加えて国際比較において重要なものとして、国際比較する場合は結構な数に上りますので、幹事に選んでいただきます。

このような基準で、一般統計調査の基準を各府省にお示して、各府省において自動的に選ばれるものと、幹事に選んでもらうものと、2つありますけれども、一般統計調査を区分けしていきたいということです。

それで、どんな効果があるかということは、次のスライドを御覧ください。区分けをしてメリハリがある管理をしていくということで、具体的には、赤い四角の①と記載してありますが、承認審査の中でも区分けして管理していくということ。それから、点検・評価でも違いを出していくということ。それから、分析審査でも、重要なものについて優先的に分析的審査を導入していくということ。それから、将来的に実施される第三者監査でも重要なものに重点的に対応していくということ、このような運用を考えているところです。

最後のスライドは、これは御参考ですが、今年の3月に利活用リストというものを整備しております。区分けをするに当たって実際、データがないといけないということで、各省の各政策部局にどんな統計を使っているかを御報告いただいた利活用リストの内容を活用しながら、このようなものを区分けしていくということです。

今後ですけれども、この基準を各省にお示しして、各省にも決めていただかなければいけない部分もありますので、この基準に基づいて、現在、作業を進めているということでございます。

以上になります。

○北村委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明について御質問、御意見があれば、お願いします。これから作業を進めていただくということですが、何か御

質問があれば、よろしいですか。

それでは、取りまとめたいと思います。一般統計調査の区分の見直しについては、各府省の統計幹事とE B P M総括責任者を構成員とする「統計改革調査部会」の下で検討が進められ、「重要・広範に利活用され、誤りがあった際の影響が大きい統計を選択する」との方針の下、「特定一般統計調査」を選定する基準案を作成するという御報告でした。

本選定基準は、「点検検証部会」の一斉点検や基幹統計の要件も踏まえた上で作成されているということですので、選定基準案についてはおおむね適切と考えますが、区分に応じた管理の具体化や、各府省における選定作業等を行っているということですので、引き続き、基本計画等の趣旨を踏まえつつ、本日の議論も参考として検討を進めていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

それでは、本日用意いたしました議題は以上となります。

次回の日程について、事務局から連絡をお願いします。

**○萩野総務省統計委員会担当室長** 次回の委員会は7月31日、金曜日、午前で開催する予定です。場所につきましては、若松庁舎の7階、この大会議室を予定しております。

以上です。

**○北村委員長** 久々の対面式の委員会でしたが、長時間、御協力どうもありがとうございました。

以上をもちまして、第152回統計委員会を終了したいと思います。ありがとうございました。